

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則 新旧対照表

現行	改正後
<p>(水質の汚濁の防止に関する規制基準)</p> <p>第34条 (第1項及び第2項省略)</p> <p>3 条例第28条第1項第2号に規定する規則で定める項目は、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質、水素イオン濃度、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、<u>大腸菌群数</u>、外観及び臭気とする。</p> <p>(特定建築物の要件)</p> <p>第88条の2 条例第141条の4第1項に規定する規則で定める要件は、床面積(増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積)の合計が2,000平方メートル以上であるもの(<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>(平成27年法律第53号)第18条第3号に規定する建築物を除く。)とする。</p> <p>(再生可能エネルギーの導入の検討及び報告)</p> <p>第90条の2 条例第146条の2に規定する規則で定める建築物は、床面積(増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積)の合計が2,000平方メートル以上である建築物) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第18条第3号に規定する建築物を除く。)とする。</p> <p>(第2項及び第3項省略)</p> <p>(低炭素電気)</p> <p>第90条の5 条例第146条の5に規定する規則で定める電気は、次に掲げる電気を主に含む電気とする。</p> <p>(第1号及び第2号省略)</p> <p>(3) 特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令(平成18年経済産業省令、環境省令第3号) <u>第2</u></p>	<p>(水質の汚濁の防止に関する規制基準)</p> <p>第34条 (第1項及び第2項省略)</p> <p>3 条例第28条第1項第2号に規定する規則で定める項目は、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質、水素イオン濃度、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、<u>大腸菌数</u>、外観及び臭気とする。</p> <p>(特定建築物の要件)</p> <p>第88条の2 条例第141条の4第1項に規定する規則で定める要件は、床面積(増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積)の合計が2,000平方メートル以上であるもの(<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>(平成27年法律第53号)第18条第3号に規定する建築物を除く。)とする。</p> <p>(再生可能エネルギーの導入の検討及び報告)</p> <p>第90条の2 条例第146条の2に規定する規則で定める建築物は、床面積(増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積)の合計が2,000平方メートル以上である建築物) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第18条第3号に規定する建築物を除く。)とする。</p> <p>(第2項及び第3項省略)</p> <p>(低炭素電気)</p> <p>第90条の5 条例第146条の5に規定する規則で定める電気は、次に掲げる電気を主に含む電気とする。</p> <p>(第1号及び第2号省略)</p> <p>(3) 特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令(平成18年経済産業省令、環境省令第3号) <u>第2</u></p>

条第4項に規定する係数の算出に用いることができる温室効果ガスの削減量により発電に伴い排出される温室効果ガスの量を削減したとみなされる電気

(第4号省略)

条第5項に規定する係数の算出に用いることができる温室効果ガスの削減量により発電に伴い排出される温室効果ガスの量を削減したとみなされる電気

(第4号省略)

別表第11（第5条の3、第34条第1項及び第37条第2項）

現行（表以外の部分省略）

（単位 mg/L、ダイオキシン類についてはpg-TEQ/L）

物質の種類	許容限度
（省 略）	
六価クロム化合物	六価クロムとして <u>0.5</u>
（省 略）	

改正後（表以外の部分省略）

（単位 mg/L、ダイオキシン類についてはpg-TEQ/L）

物質の種類	許容限度
（省 略）	
六価クロム化合物	六価クロムとして <u>0.2</u>
（省 略）	

別表第12（第34条第1項及び第37条第2項）

現行（別表第12の2の表題及び表以外の部分省略）

2 水素イオン濃度、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、大腸菌群数、外観及び臭気の許容限度

項目	区分	新設の場合	新設以外の場合
	（省 略）		
<u>大腸菌群数</u> （単位 <u>個/cm³</u> ）		<u>3,000</u>	<u>3,000</u>
（省 略）			

改正後（別表第12の2の表題及び表以外の部分省略）

2 水素イオン濃度、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、大腸菌数、外観及び臭気の許容限度

項目	区分	新設の場合	新設以外の場合
	（省 略）		
<u>大腸菌数</u> （単位 <u>CFU/mL</u> ）		<u>800</u>	<u>800</u>
（省 略）			

別表第15（第56条第1項及び第2項、第59条の36第2項第3号並びに第60条の7第1項第3号）

現行（表以外の部分省略）

地下水浄化基準(単位mg/L、ダイオキシン類についてはpg-TEQ/L)

地下浸透禁止物質の種類	基準値
(省 略)	
六価クロム化合物	六価クロムとして <u>0.05</u>
(省 略)	

改正後（表以外の部分省略）

地下水浄化基準(単位mg/L、ダイオキシン類についてはpg-TEQ/L)

地下浸透禁止物質の種類	基準値
(省 略)	
六価クロム化合物	六価クロムとして <u>0.02</u>
(省 略)	